

第29期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

企業集団の現況に関する事項

- (1) 主要な事業内容
- (2) 主要な営業所
- (3) 使用人の状況
- (4) 主要な借入先の状況
- (5) その他企業集団の現況に関する重要な事項

会社の新株予約権等に関する事項

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制及び
その運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2025年1月1日から2025年12月31日まで)

ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社

企業集団の現況に関する事項

(1) 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

- ① PCオンラインゲーム、スマートフォンゲームの企画・開発・運営・配信
- ② コンシューマゲームの企画・開発・運営・配信・販売

(2) 主要な営業所（2025年12月31日現在）

- ① 当社の事業所
東京都千代田区
- ② 主要な子会社の事業所

会社名	所在地
株式会社ゲームアーツ	東京都千代田区
Gravity Co.,Ltd.	大韓民国ソウル特別市
Gravity Interactive, Inc.	アメリカ合衆国カリフォルニア州
Gravity Communications Co.,Ltd.	台湾台北市
Gravity NeoCyon, Inc.	大韓民国ソウル特別市
PT Gravity Game Link	インドネシア共和国 ジャカルタ首都特別州
Gravity Game Tech Co.,Ltd.	タイ王国バンコク
グラビティゲームアライズ株式会社	東京都中央区
Gravity Game Hub PTE.,Ltd.	シンガポール共和国
Gravity Game Vision Limited	中華人民共和国香港特別行政区
Gravity Game Unite Sdn. Bhd.	マレーシアクアラルンプール
GungHo Online Entertainment America, Inc.	アメリカ合衆国カリフォルニア州
スーパートリック・ゲームズ株式会社	東京都千代田区
GungHo Online Entertainment Asia Pacific Pte.Ltd.	シンガポール共和国
スクワッドスターズ株式会社	東京都千代田区
株式会社エイリム	東京都渋谷区

(3) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,614名 [203名]	31名増

(注) 使用人数の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
459名 [110名]	15名増	41歳10ヶ月	10年2ヶ月

(注) 1. 使用人数の〔外書〕は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

2. 使用人数は、当社から他社への出向者は除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。

(4) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

該当事項はありません。

(5) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

会社の新株予約権等に関する事項

① 当事業年度の末日に当社役員が保有する新株予約権等の内容の概要

	2015年第3回 新株予約権	2016年第4回 新株予約権	2017年第5回 新株予約権	2018年第6回 新株予約権
発行日	2015年6月25日	2016年8月18日	2017年5月15日	2018年4月10日
新株予約権の数	1,752個	2,787個	2,415個	1,416個
保有人数 当社取締役 (社外取締役を除く)	2名	2名	2名	2名
当社監査役 (社外監査役を除く)	1名	1名	1名	1名
新株予約権の目的である 株式の種類及び数	普通株式17,520株	普通株式27,870株	普通株式24,150株	普通株式14,160株
新株予約権の発行価額	1株当たり 4,680円	1株当たり 2,293.9円	1株当たり 2,507.8円	1株当たり 3,404.7円
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	2016年6月25日から 2031年6月24日まで	2017年8月18日から 2032年8月17日まで	2018年5月15日から 2033年5月14日まで	2019年4月10日から 2034年4月9日まで
新株予約権の主な行使条件	(注)	(注)	(注)	(注)

	2019年第7回 新株予約権	2020年第8回 新株予約権	2021年第9回 新株予約権	2022年第10回 新株予約権
発行日	2019年4月9日	2020年4月14日	2021年4月14日	2022年4月14日
新株予約権の数	1,963個	936個	781個	852個
保有人数 当社取締役 (社外取締役を除く)	4名	5名	5名	5名
当社監査役 (社外監査役を除く)	1名	1名	0名	0名
新株予約権の目的である 株式の種類及び数	普通株式19,630株	普通株式93,600株	普通株式78,100株	普通株式85,200株
新株予約権の発行価額	1株当たり 3,444.5円	1株当たり 1,359.37円	1株当たり 2,002.45円	1株当たり 2,067.56円
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	2020年4月9日から 2035年4月8日まで	2021年4月14日から 2036年4月13日まで	2024年4月14日から 2039年4月13日まで	2025年4月14日から 2040年4月13日まで
新株予約権の主な行使条件	(注)	(注)	(注)	(注)

	2023年第11回 新株予約権	2024年第12回 新株予約権	2025年第13回 新株予約権
発行日	2023年4月14日	2024年4月12日	2025年4月15日
新株予約権の数	780個	792個	404個
保有人数 当社取締役 (社外取締役を除く) 当社監査役 (社外監査役を除く)	5名 0名	5名 0名	5名 0名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式78,000株	普通株式79,200株	普通株式40,400株
新株予約権の発行価額	1株当たり 2,198.79円	1株当たり 1,981.72円	1株当たり 2,268.15円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	2026年4月14日から 2041年4月13日まで	2027年4月12日から 2042年4月11日まで	2028年4月15日から 2043年4月14日まで
新株予約権の主な行使条件	(注)	(注)	(注)

※2019年7月1日付で当社普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行ったため、上記の第3回新株予約権から第7回新株予約権においては、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」及び「新株予約権の発行価額」は調整されております。

② 当事業年度中に当社使用人等に対して交付された新株予約権等の内容の概要

	2025年第13回 新株予約権
発行日	2025年4月15日
新株予約権の数	124個
交付人数 当社執行役員（当社役員を兼ねている者を除く）	4名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 12,400株
新株予約権の発行価額	1株当たり 2,268.15円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	2028年4月15日から 2043年4月14日まで
新株予約権の主な行使条件	(注)

- (注) 1. 新株予約権者は、本新株予約権の行使時においても、当社又は当社関係会社（当社子会社等、当社と資本関係にある会社をいう。）の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由がある場合はこの限りではない。
2. 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。
3. 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
4. 新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合、当該本新株予約権を行使することができない。

会計監査人の状況

(1) 名称 PwC Japan有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等については会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 上記の報酬等の額には、当社元従業員による不正行為に関する調査についての協議等に対する報酬等が含まれております。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社であるGravity Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適格性、独立性、監査役等とのコミュニケーション等を自ら定めた評価手続きに従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会に対して、当該議案を株主総会に提出するよう請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制整備の基本方針（内部統制システムの整備に関する基本方針）を定めており、その内容及び運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、当社グループの企業理念の共有を図り、ガバナンス体制とコンプライアンスの強化に関する事項等を規定した「ガンホー・オンライン・エンターテイメントグループ憲章」を制定し、すべての取締役及び使用人が遵守すべきコンプライアンスに関する行動指針として、「ガンホーグループ役職員／コンプライアンス・コード」その他の規程を定める。
 - ロ. 当社は、コンプライアンスを推進するための責任者であるチーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を選任する。
 - ハ. 当社は、取締役及び使用人等が、コンプライアンスに関して通報・相談できる社内外の内部通報窓口（ホットライン）を整備するとともに、通報・相談した者が不利な取扱いを受けないことを確保する。
- ニ. 当社の内部監査室は、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行い、監査結果を社長及び取締役会に報告する。また、当該監査結果を監査役に報告することにより、監査役と連携を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 当社は、文書の保存・管理に必要な基準を定め、文書の保存・管理業務の効率的な運営を図ることを目的とした「文書保存管理規程」に基づき、取締役会議事録や稟議書等、取締役の職務執行に係る文書及びその他の重要な情報について、適切に保存・管理するための体制を整備する。
- ロ. 当社は、「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティ活動を主導するためのチーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー（CISO）を選任するとともに、CISOを長とする情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティ活動を推進する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、事業運営における様々なリスクに対し、回避、低減その他必要な措置を行うため、「危機管理体制に関する規程」を定める。同規程に基づき、リスクの予防については、リスク対応の審議機関としてリスク管理委員会を設置し、各リスク主管部門がリスクの管理を行い、リスクの

低減とその未然防止を図る。

- ロ. 当社は、不測の事態や危機の発生時には、「危機管理体制に関する規程」に基づき、直ちに対策本部を設置し、同本部長（社長）の下で最高危機管理責任者であるチーフ・クライシス・マネジメント・オフィサー（CCMO）を中心に統括的に対応できる体制を敷く。
- ハ. 内部監査室は、リスク管理状況の監査を行い、結果を社長、取締役会及び監査役に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規程」のほか、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等を制定し、機関決定に関する手続き並びに業務執行に必要な職務の範囲及び権限と責任の明確化を図り、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を整備する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、「ガンホー・オンライン・エンターテイメントグループ憲章」の下、グループ会社における業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」を制定し、子会社の規模や重要性に応じて管理する体制を整備する。
- ロ. 各子会社においては、取締役及び使用人が遵守すべき各種規程等を定めるとともに、経営上重要な事項を決定する場合は、各子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ当社との間で事前協議等が行われる体制を整備する。また、業績、財務状況については定期的に、経営上重要な事項が発生した場合は適宜、当社に対して報告が行われる体制を整備する。
- ハ. 当社は、各子会社がリスクの回避、低減その他必要な措置を行うために、各子会社の規模や重要性に応じて、当社のリスク管理体制に準じた体制を整備するよう指導する。また、各子会社のリスク管理に関する情報が当社へ適切に伝達される体制を整備する。
- ニ. 当社は、各子会社の規模や重要性を考慮のうえ、子会社にコンプライアンス・オフィサーを置き、グループコンプライアンス体制の確立、強化を図る。また、各子会社の取締役及び使用人等が、コンプライアンスに関して通報・相談できる子会社独自の社内外の内部通報窓口（ホットライン）を整備させ、通報・相談した者が不利な取扱いを受けないことを確保する。
- ホ. 当社及び子会社の財務報告の適正性について、当社は子会社に対して確認を行い、有価証券報告書等の内容の適正性の確保と内部統制の整備を図る。なお、内部統制上に問題が発生した場合には、改善対応すべく体制の整備を図る。

- へ。当社の内部監査室は、子会社に対して、過去の内部監査実績のほか、その規模や重要性に応じて内部監査を実施する。
- ⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ。当社は、監査役職務を補助する専属の使用人である補助者の配置又は内部監査部門と協議のうえ、個別の監査項目について内部監査部門の使用人を補助者に選任することができる。
- ロ。当社は、専属の補助者を設置又は個別の監査項目について補助者を選任した場合、監査業務に関する指揮・命令は監査役が行うことにより指示の実効性を確保するものとし、当該補助者の人事異動・人事評価等は、監査役の同意を得る。
- ⑦ 監査役への報告に関する体制及び監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ。当社及び子会社の取締役及び使用人等が、監査役に対して、次の事項を報告する体制を確保する。
- a. 当社及び子会社に関する経営・財務・事業遂行上の重要事項
- b. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- c. 内部統制システムの整備状況
- d. 法令・定款違反事項
- e. コンプライアンス体制に関する事項及びホットライン通報状況
- f. 内部監査の監査結果
- g. その他監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項
- ロ。当社は、監査役へ上記報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。
- ⑧ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ。当社は、社長と監査役が定期的に意見交換する機会並びに監査役が必要と認めた場合、子会社の取締役及び使用人にヒアリングを実施する機会を設ける。また、監査役は、会計監査人や重要な子会社の監査役等との情報交換を行う機会を設けて連携を図る。
- ロ。監査役職務の執行上必要と認められる費用については、所定の手続きにより当社が負担する。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「ガンホーグループ役員／コンプライアンス・コード」において、社会との健全な関係を維持し、反社会的勢力とは断固対決することを宣言するとともに、不当要求などを受けた場合は、主管部門において、警察ほか外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務の執行について

「取締役会規程」に基づき、定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、法令又は定款に定められた事項及び重要な業務執行に関する事項について意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行の監督を行っております。

② コンプライアンス体制について

取締役及び使用人を対象に、コンプライアンスの理解と意識の向上を図るため、定期的にコンプライアンス研修を実施しております。また、内部通報制度については、社外弁護士を含む窓口（ホットライン）を設置し、さらに、通報者保護を社内規程に明記して運用しております。

なお、当期において発覚した元従業員による不正行為を受け、以下の再発防止策を講じております。

- ・組織体制の見直し及びシステムに係る管理権限の分散などの対策を進めております。
- ・コンプライアンス意識の更なる強化を図るため、不正取引に特化した研修を新たに追加実施しております。
- ・第1線の各部門における発注稟議については、部門長の決裁権限額の上限見直しに加え、第2線部門である財務経理部門における支払承認プロセスの見直しを実施しております。
- ・通常の年度内部監査とは別に、内部監査室による取引実態を確認するための個別監査を新たに実施し、その結果を取締役会へ継続的に報告する体制としております。

③ リスク管理について

「危機管理体制に関する規程」を定め、リスクの特定及び対応策の策定・定期的な見直しを行い、リスクの低減とその未然防止に取り組んでおります。また、災害を想定した訓練も適宜行っております。

④ 子会社経営管理について

子会社の経営管理につきましては、当社の役員又は社員を取締役又は監査役として派遣し、子会社の業務の適正の確保を図っております。また、「関係会社管理規程」に基づき、子会社における重要な経営情報については、当社取締役会に適宜報告されております。

⑤ 監査役について

監査役は、社長との定期的な意見交換のほか、会計監査人や内部監査室等との連携を図っており、監査の実効性を確保しております。また、監査役は、取締役会への出席並びに常勤監査役による重要な会議への出席及び取締役・使用人へのヒアリング等を通じて、当社の内部統制の整備・運用状況について確認を行うとともに、より健全な経営体制の確保に向けた助言等も行ってまいります。

連結株主資本等変動計算書

（ 2025年1月1日から
2025年12月31日まで ）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,338	5,487	195,670	△80,872	125,624
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△3,349		△3,349
親会社株主に帰属する当期純利益			1,407		1,407
新株予約権の行使		4		482	487
自己株式の取得				△5,003	△5,003
自己株式の処分		△0		0	0
自己株式の消却		△41,483		41,483	-
利益剰余金から資本剰余金への振替		41,479	△41,479		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△43,420	36,963	△6,456
当 期 末 残 高	5,338	5,487	152,249	△43,908	119,167

	その他の包括利益累計額		新 予 約 株 権	非 支 持 配 分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包 括利益累計 額合計			
当 期 首 残 高	1,687	1,687	1,464	24,759	153,535
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△3,349
親会社株主に帰属する当期純利益					1,407
新株予約権の行使					487
自己株式の取得					△5,003
自己株式の処分					0
自己株式の消却					-
利益剰余金から資本剰余金への振替					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,002	1,002	△304	3,556	4,254
当 期 変 動 額 合 計	1,002	1,002	△304	3,556	△2,202
当 期 末 残 高	2,689	2,689	1,160	28,315	151,333

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 18社
- ・主要な連結子会社の名称
 - 株式会社ゲームアーツ
 - Gravity Co.,Ltd.
 - Gravity Interactive, Inc.
 - Gravity Communications Co.,Ltd.
 - Gravity NeoCyon, Inc.
 - PT Gravity Game Link
 - Gravity Game Tech Co.,Ltd.
 - グラビティゲームアライズ株式会社
 - Gravity Game Hub PTE.,Ltd.
 - Gravity Game Vision Limited
 - Gravity Game Unite Sdn. Bhd.
 - GungHo Online Entertainment America, Inc.
 - スーパートリック・ゲームズ株式会社
 - GungHo Online Entertainment Asia Pacific Pte.Ltd.
 - スクワッドスターズ株式会社
 - 株式会社エイリム

・非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ・持分法を適用した関連会社の数
該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・満期保有目的の債券 原価法
- ・その他有価証券
 - 市場価格のない株式等 時価法
 - 以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、一部の在外子会社につきましては総平均法による原価法を採用しております。

- ロ. 棚卸資産
・ 商品
- 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）なお、一部の在外子会社につきましては総平均法による低価法を採用しております。
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. リース資産以外の
有形固定資産
- 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、一部の在外子会社につきましては定額法を採用しております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-----|-------|
| 建物 | 2～4年 |
| その他 | 3～15年 |
- ロ. リース資産以外の
無形固定資産
- 主に定額法を採用しており、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（1～5年）に基づいております。
- ハ. リース資産
- リース期間（一部の在外子会社につきましてはリース期間を上限とする経済的耐用年数）を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
- 債権の貸倒による損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 業績連動報酬引当金
- 取締役への業績連動報酬の支給に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループの主要なタイトルは、主にゲームを無料で提供し、ゲーム内で使用するキャラクターやアイテム等を有料で提供しております。ユーザーとの契約における履行義務は、キャラクターやアイテム等につきユーザーが使用できる環境を維持することであると判断しております。そのため、ユーザーが入手したキャラクターやアイテム等の過去の実績に基づいた見積使用期間にわたって収益を認識しております。

ただし、ユーザーの行動履歴等を分析した結果、キャラクターやアイテム等の見積使用期間が極めて短い場合は、キャラクターやアイテム等の見積使用期間にわたる収益認識は、キャラクターやアイテム等をユーザーが入手した時点での収益認識と比較して重要な差異を生じさせないものとして判断しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」）第65－2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

(グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号2024年3月22日)を当連結会計年度の期首から適用しております。

なお、この会計方針の変更による影響額は、軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	7,542百万円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産について、将来の課税所得の見込み等により、回収可能性が高いと判断できる金額を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見込み等に依存するため、前提条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が調整され税金費用として計上される可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,476百万円
- (2) 売掛金及び契約資産に含まれる顧客との契約から生じた債権の金額
- | | |
|------|-----------|
| 売掛金 | 10,128百万円 |
| 契約資産 | 1百万円 |
- (3) 流動負債の「その他」に含まれる契約負債の金額 4,405百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

当連結会計年度末における発行済株式の総数 69,161,416株

(2) 配当に関する事項

①当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月28日 取締役会	普通株式	3,349	60.00	2024年 12月31日	2025年 3月31日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年3月30日 取締役会	普通株式	利益剰余金	4,890	90.00	2025年 12月31日	2026年 3月31日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 384,500株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については基本的に内部留保資金で賄っております。また、資金運用については一時的な余資を主に安全性の高い金融資産で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の債務不履行による信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、売掛金のうち外貨建てのものは、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクの管理のため、発行体の財務状況等の継続的なモニタリングを行っております。

敷金及び保証金は、主に賃貸借契約に係る敷金・保証金として差入れており、債務者の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。未払法人税等は、法人税等の未払金額であり、1年以内の支払期日ではありません。

長期未払金は、主にゲームの開発費に係るものであります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足事項

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しており、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なる場合があります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	5,775	5,775	—
その他有価証券	65	65	—
敷金及び保証金	1,301	1,253	△47
資産計	7,142	7,095	△47
長期未払金	1,348	1,311	△36
負債計	1,348	1,311	△36

(注1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」及び「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	0

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	130,474	—	—	—
売掛金	10,128	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	5,775	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	—	65	—	—
敷金及び保証金	—	1,301	—	—
合計	146,378	1,367	—	—

(3)金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	－	65	－	65
資産計	－	65	－	65

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	－	5,775	－	5,775
敷金及び保証金	－	1,253	－	1,253
資産計	－	7,029	－	7,029
長期未払金	－	1,311	－	1,311
負債計	－	1,311	－	1,311

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

社債は相場価格を用いて評価しております。当社グループが保有している社債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格と認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未払金

長期未払金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	売上高
日本	31,831
アジア	17,531
台湾	14,370
タイ	5,641
インドネシア	8,982
北米	9,011
中南米	2,815
その他の地域	3,057
顧客との契約から生じる収益	93,242
その他の収益	—
外部顧客への売上高	93,242

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「アジア」に含めておりました「インドネシア」につきましては金額的重要性が増したため、当連結会計年度から独立掲記しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等 (4) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	金額
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	13,515
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	10,130
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	1
契約負債（期首残高）	5,041
契約負債（期末残高）	4,405

(注) 契約負債は、主に未使用のゲーム内通貨及び収益の繰延を行ったゲーム内アイテム等の残高であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、5,041百万円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、個別の契約が1年を超える重要な取引はありません。また顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,242円37銭
(2) 1株当たり当期純利益	25円79銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却に係る事項を次のとおり決議いたしました。

(1) 自己株式の取得及び消却を行う理由

経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行及び資本効率の向上を通じて株主利益の向上を図るため

(2) 自己株式の取得に係る事項の内容

- | | |
|--------------|-----------------------|
| ① 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 取得する株式の総数 | 2,100,000株(上限) |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 5,000,000,000円(上限) |
| ④ 取得期間 | 2026年2月16日～2026年6月23日 |
| ⑤ 取得方法 | 市場買付 |

(3) 自己株式の消却に係る事項の内容

- | | |
|-------------|-------------|
| ① 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 消却する株式の総数 | 16,000,000株 |
| ③ 消却予定日 | 2026年6月30日 |

株主資本等変動計算書

（ 2025年1月1日から
2025年12月31日まで ）

（単位：百万円）

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式			株主資本 合計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金 自己株式 処分差益	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計				
当 期 首 残 高	5,338	5,331	-	5,331	161,875	161,875	△80,872	91,673		
当 期 変 動 額										
剰余金の配当					△3,349	△3,349		△3,349		
当期純損失(△)					△3,653	△3,653		△3,653		
新株予約権の行使			4	4			482	487		
自己株式の取得							△5,003	△5,003		
自己株式の処分			△0	△0			0	0		
自己株式の消却			△41,483	△41,483			41,483	-		
利益剰余金から 資本剰余金への振替			41,479	41,479	△41,479	△41,479		-		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								-		
当期変動額合計	-	-	-	-	△48,481	△48,481	36,963	△11,517		
当 期 末 残 高	5,338	5,331	-	5,331	113,394	113,394	△43,908	80,155		

	新 株 予 約 権	純資産 合 計
当 期 首 残 高	1,464	93,137
当 期 変 動 額		
剰余金の配当		△3,349
当期純損失(△)		△3,653
新株予約権の行使		487
自己株式の取得		△5,003
自己株式の処分		0
自己株式の消却		-
利益剰余金から 資本剰余金への振替		-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△304	△304
当期変動額合計	△304	△11,822
当 期 末 残 高	1,160	81,315

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① リース資産以外の 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～4年
器具備品	3～10年

② リース資産以外の 無形固定資産

主に定額法を採用しており、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（1～5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 業績連動報酬引当金

取締役への業績連動報酬の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社の主要なタイトルは、主にゲームを無料で提供し、ゲーム内で使用するキャラクターやアイテム等を有料で提供しております。ユーザーとの契約における履行義務は、キャラクターやアイテム等につきユーザーが使用できる環境を維持することであると判断しております。そのため、ユーザーが入手したキャラクターやアイテム等の過去の実績に基づいた見積使用期間にわたって収益を認識しております。

ただし、ユーザーの行動履歴等を分析した結果、キャラクターやアイテム等の見積使用期間が極めて短い場合は、キャラクターやアイテム等の見積使用期間にわたる収益認識は、キャラクターやアイテム等をユーザーが入手した時点での収益認識と比較して重要な差異を生じさせないものとして判断しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

（グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱いの適用）

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第46号2024年3月22日）を当事業年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 6,861百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,455百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 106百万円

短期金銭債務 655百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引に係るもの

営業取引（収入分） 292百万円

営業取引（支出分） 6,128百万円

営業取引以外の取引（収入分） 4百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数 14,818,472株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別内訳

繰延税金資産

減価償却超過額 4,544百万円

貸倒引当金 7百万円

関係会社株式評価損 3,250百万円

株式報酬費用 365百万円

その他 1,041百万円

小計 9,209百万円

評価性引当額 △2,348百万円

繰延税金資産合計 6,861百万円

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,474円99銭
(2) 1株当たり当期純損失	66円94銭

10. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は連結配当規制の適用会社であります。

11. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2026年2月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却に係る事項を次のとおり決議いたしました。

(1) 自己株式の取得及び消却を行う理由

経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行及び資本効率の向上を通じて株主利益の向上を図るため

(2) 自己株式の取得に係る事項の内容

① 取得する株式の種類	当社普通株式
② 取得する株式の総数	2,100,000株(上限)
③ 株式の取得価額の総額	5,000,000,000円(上限)
④ 取得期間	2026年2月16日～2026年6月23日
⑤ 取得方法	市場買付

(3) 自己株式の消却に係る事項の内容

① 消却する株式の種類	当社普通株式
② 消却する株式の総数	16,000,000株
③ 消却予定日	2026年6月30日